
兵庫県伊丹市大字堀池の小字地名

伊丹市堀池地区は市域の南西部にあり、伊丹段丘から下がった低湿地に位置する。堀池の井筋は昆陽井に属するものであるが、昆陽池の水で井組を形成した昆陽・寺本といった系列とは異なり、武庫川に取水口をもつもので、寺本から一直線に南野へ南下する南野川の系列であった。

村域は南野川を境にして南側に多く存在する。昆陽池は豊富な水量であったが武庫川の方は渇水期もあり、元来、昆陽村の枝村と考えられる堀池村が前者の系列から外されたのは後述の「村の成立時期」「近世幕藩体制下の結果」かもしれない。(山田・野間の多くは玉田川井を利用)

堀池の地名由来伝説の一つに「僧行基のもとで昆陽池を掘った人達が先祖である」とするものがある。しかし、昆陽池の成立年代は行基年譜で天平 13 年(741)とされており、「ほりけ」の記載は文禄 3 年(1594)文書(川辺郡山田村検地帳:ほりけ与四郎)に見られるものが最初である。(これは全国各地の「○○○村」成立推定年代と突合する)

古代の池掘り人夫の集団が中世を経て、そのまま近世の堀池村になったとは考えにくい。この地名由来には、はなはだ無理がある。

また、寺木伸明教授によれば、現在の堀池の北側に「大道堀・新在堀等の地名がある事から考えて(天保 14 年(1843)昆陽村絵図に字本堀池田・字堀池田・字大道堀池田の記載がある。古老による、昆陽字大道堀・新在堀・○○堀池の三地域伝説あり)、何か池などを掘る事の労働に従事していた人に関係がある。」としているが、どうであろうか。

昆陽大道堀や新在堀が現在の堀池の北方にあったといっても村落中心部と隣接している訳ではない。他村である近隣の2小字名をもって結び付けるには甚だ無理があると思われる。(以前は昆陽村の枝村であったが)

そして、大道堀からの移住者であるとしても、まだ「池」との関係が不明確となる。池の守りを行うべき人たちが居住するには、池から離れている。その他、堀池村に最も近い池は堀池村北東の南野村内、現在市営住宅山道団地の建設前にあった「約 2,000 m²の池」である。

しかし、この池も堀池の語源ではない。享保 12 年(1727)昆陽の馬借から尼崎近在の馬持ちを相手取って訴訟を起こしているが、この中に山田・南野村の名が連記されており、永年の確執が想像できる。昆陽の枝村である堀池村が(過去であったとしても)池を掘った村と対立する歴史をもつ事は考えにくい。

後述するが、この南野村の池は自然池であり、人為的に掘ったものではない。この昆陽池地名伝説は「井戸掘り」や「池・河川の築造」に長けていたことから端を発し、堀池という文字から類推して有名な昆陽池築造の話に結びつけたものと思われる。

確かに堀池村は意図的に昆陽井筋から外されたものであろう。そして、農業生産の用水(昆陽井)確保のため、堀(溝＝南野用水)を掘った事は十分に考えられる。しかしそれが「堀池」の語源であろうか。

堀池村では堀池を「ほりいけ」と発音せずに「ほりけ」と呼んでいる。また、堀池村の文書の初見は文禄 3 年(1594)「川辺郡山田村検地帳」に「ほりけ」と記載されている。また、宝暦 8 年(1758)武庫川筋用水井絵図には「大とうほりけ」と記載されている。

地名は当て字による変化が多いから、文字より発音の方が地名を正確に表現している場合が多い。「堀」とは窪地であり「け」は作物のことであるから、低湿地に豊作を願った名かもしれない。

「紀の国」が「紀伊」と一字付け加えたことを「延喜式」や本居宣長の「地名転用例」を待つまでもない。即ち「ほりけ」に「ほりいけ」と「い」が加わったものであり、堀池という地名は京都市や神戸市にみられるが、徒然草四十五段「堀池(ほりけ)の僧正」は無関係ながら、伊丹の場合、堀と池の同義語を重ねて作ったものと思われる。

正保年間(1644~48)の摂津国の郷帳において、川辺郡昆陽宿村の小村として「堀池村」が登場する。また、慶安元年(1648)には、昆陽村が幕府の直轄領である時、堀池村は保科領となっている。つまり、昆陽村に包摂されるのではなく、独立した行政村となっている。

地名「堀池」の語源を知るため、堀池の小字名を調べることにする。一番に小字名から感じられることは、カタカナ名が非常に多いことである。12の小字のうち11地区において「カタカナ使用の小字名」となっている。このカタカナ名に焦点を当ててみたい。

地名には俗物が成程と合点するだけの自然事象に依るものが多いが、開拓者の名、政治制度、経済活動、合併による人為的合成地名、願望等の地名もかなり見受けられる。

そしてこれらはその語源の漢字を充てたものが多い。古く、漢字輸入以前は、地名は「音(オン)」だけであった。このことより、カタカナ地名はその土地を表した元来のものと見てまず間違いない。

堀池小字名の場合、音だけのカタカナ名が、何故、国策による「嘉名二字」にならなかったのか？1か所ではなく数か所として残っていることに奇異を感じるころである。嘉名をつけることは行政命令であり、文書に書き記す必要が無ければ、当然「音」だけが残る。記載不要の土地というのは、例えば、非常に痩せた土地で農作物の収穫量が少ないとか、人が居住しておらず、これから先も住めない、住まない土地。または宗教上から自然を人家・田畑で荒らしてはいけない土地。「嘉名二字」をあえて避けたのではないだろうか。

この辺りからこの土地の歴史を考証出来るかも知れない。〇〇戒名というのが作為的であるとすれば、この地名は行政の不作为による歴史と読み取れる。

ある地域の地名を研究する場合、まず、ある時期の全地名を復元して、その後、時代を遡って研究を深めることが必要であるが、ここでは明治初めの地租改正の際、制度的に整備された小字を基本とした。堀池はこの時12の小字に分けられている。

堀池の小字

1. 水口 (みずぐち) ※一部位置は「野間北」の案内板地図を参照

堀池の北西部にあり、水田への水は、昆陽井・四つ洽から寺本を通過して、堀池に入る。その取水口に当たる。

2. ヒノクチ (ひのくち) ※一部位置は「昆陽南」の案内板地図を参照

北端を南野川・行基道が通り、「3. ミヨト」から「8. タカセキ」へ続く。水口と同じく、南野川から直接の取水口である。樋とは水門のこと

3. ミヨト ※一部位置は「野間北」「昆陽南」の案内板地図を参照

北端を南野川・行基道が通り、「昆陽字平田」から「2. ヒノクチ」へ続く。

夫婦樋（みょうとび）と呼ばれ2か所の樋があった。また、天保14年(1843)昆陽村絵図には「明とう田」「みよとう田」の記載あり。

4. 登リヲサ（のぼりおさ）※一部位置は「野間北」の案内板地図を参照

南北に細長い形状をしている。ヲサとは、通事、機織りの横糸、長老の意味で、全てを見通せる土地。

5. ハツレ松（はつれまつ）※位置は「野間北」の案内板地図を参照

ハツレは「外れ」を意味し、村はずれに松が立っていた。南隣に「野間字ハツレ松」があり、一本松が立っていた。

6. タコハリ

タコは「たご」即ち農夫。ハリは「墾る」から、農夫が開墾した土地。

「7. ハリノキ」にまたがって墓地あり。

7. ハリノキ

「墾り」は前記に同じ。「キ」は不明である。東北に多い「柵」であるとすれば、東に「南野字西向」南に「野間字熊野」に接する所から堀池の開墾地の境界(南の村はずれ)と考えられる。

アイヌ語で「キ」は禾本科植物を表す。

「6. タコハリ」にまたがって墓地・最光寺寺地あり。墓地は「新伊丹堀池線」開通により、一部移動。

8. タカセキ

北端を南野川・行基道が通り、「2. ヒノクチ」から「9. タイト町」へ続く。

「高く堰き止める」という意味。南野川から取水の樋が現存する。集落の中心である。「6. タコハリ」にまたがって最光寺寺地あり。

9. タイト町（たいとちょう）※一部位置は「昆陽南」の案内板地図を参照

北端を南野川・行基道が通り、「8. タカセキ」から「南野字中曾根」へ続く。

「タイ」は「野ら」「目ら」の如く、「平ら」の接頭語。「ト」は所。他に止・戸・外・土などが考えられる。

集落の中心を成しているところから「かいと=垣内」の意味か。

現在、一部の地域(南野川の北)で美鈴町・昆陽南となる。

10. ウケハ

「ウケ」は「深け」に通じ、湿田の意。「ハ」は「筑波」を「つくは」と呼んだように「山」を意味する。即ち土手に接した湿田。南野字中曾根の自然堤防と接する。

「うけはしい」という「のろわしいの意」とは無関係であると考ええる。

11. カタ山・片山（かたやま）

南端を南野川・行基道が通る。堀池村の大部分は南野川の南に存するが、この地は南野川の北にある。

片山とは平地と斜面の接する所で、この斜面は南野字山道に在る池の堤防を意味と考えられそうだが、ここでいう「やま」とは「崑崙山昆陽寺」への道、即ち山号に由来すると考えられる。

(山道関連： 南野字山道、荒牧字山道・紫雲山中山寺)現在は美鈴町。

12. ミチノビ (ミチノビ)

堀池村の最北で東端になる。この地も南野川より北となる。この地の北東には「昆陽字道ノ辺」があり、この地は昆陽地先に囲まれたような形になっている。この地に限り、昆陽井・御願塚用水のある北より取水の樋がある。現在は美鈴町。

13. その他 ミカワ

「11.カタヤマ」およびその南の南野川を挟んで「南野字中曾根」がある。「曾根」とは低湿地帯の自然堤防の意味であるから、「堀池片山・ミチノビ」とともに連続した同様の地形であったことが分かる。住民の生活圏は堀池に属していたこの地域を、堀池村で通称「ミカワ」と呼ばれていた(昭和初期)。この地は明治初期、「カタヤマ」に太鼓作りの名人が住んでおり、彼が太鼓を制作する過程で、膠(ニカワ)があったことから「ニカワ」が「ミカワ」と訛ったものである。

此の地に、太平洋戦争中、韓国朝鮮から来た人の集合住宅があった。土地も建物も堀池の人の所有だったので、居住者は、この地が堀池だと疑わなかった。終戦まもなく、外国人登録について、役所から、虚偽の住所を申請したとして、罰金を科せられたという。平成 18 年の住居表示施行時には境界線について議論された。

堀池のぶり祭り(伊丹〇〇〇〇〇のあゆみ)

堀池には「お宮」がありませんでしたので、お祭りもありませんでした。そこで4月23日の「行基まつり」を祭日と定め、「行基さん」を祀っている崑崙山昆陽寺へお参りします。平素は貧しいので、余り御馳走が出来ないのですが、この祭りの時には十分楽しめるというので、子どもらは待ちこがれていました。この祭りを「ぶり祭り」とも言います。ぶりは「寒ブリ」と言って、冬はなかなかの高価な魚です。ところが、お祭りの4月2日のころになりますと温かくなりますので、ブリの皮膚と身との間にムシがわきます。わずか一日のことで、その値段は半額になります。そこで魚屋は早く売るべく4月1日のヨミヤ(宵宮)には朝早くから村の中央付近で魚市がたちます。近郊の親戚もやってきます。昆陽寺では、出店もかなり多く、芝居・のぞき(紙芝居の大きなもの)のほか、銃剣術大会まであって、境内は身動きのできないほどの人出となります。昆陽寺までの2km余りの道は、お参りの人が続きました。

その他、お祭りの無かった堀池では、潤谷山最光寺の報恩講や永代経のお勤めには、村あげて力が入ります。(村の人々は、全てこの寺の檀家でした)

堀池の役割

堀池の小字名にカタカナ文字が集団で存在するのは、その地方を帳簿に書き記す必要が無かったと考えられるが、湿田もしくは開墾を必要とする土地であった。これは明治2(1869)年の「旧領石高取調帳」により判断できるが、小作とか手工業を考えた場合はどうであろうか。大字堀池の地域は100,000㎡にすぎないこと、また、古来の大村落南野村より水利的に有利な川上に存在することを考えた場合、(南野村は昆陽池の水利も利用する)作物の少ない土地だけでは説明がつかない。中世では〇〇思想が深く、これを利用した権力者が〇〇観念からの身分と支配秩序の身分を巧みに利用したのではないだろうか。堀池〇〇村の成立時期について述べることにより、まとめてみたい。

「〇〇〇〇」'87年7月号(263号)は専門的立場から述べられている。堀池の場合も中世荘園所領の分業担い手が権力によって配置されたことは間違いないが、伊丹の酒造りに関係は

ないだろうか。慶長年間(1600 頃)清酒醸造に成功した酒が江戸へ送られるため、(小舟を利用できないこともあり)伊丹から神崎の渡しへ輸送した馬借の斃牛馬処理を含めた「整備工場」的役割を堀池が負っていたと考えられる。馬の背に四斗樽を2つ掛け(これを1駄という)江戸へ送る。いわゆる「駄送り」には伊丹宿が行うべきであるが、後年にはあるが、度重なる減醸令と季節の関係から、伊丹宿の陣馬25人25匹では不足していたと考えられ、享保12年(1727)馬借同士の争いも領ける。職能集団の「整備工場」ならば、牛馬屠所であるべき猪名川や武庫川の大川から離れていたとしても昆陽宿に近いことが有利である。このことより、保科氏が猪名川より西で所領したのは、南野よりも川上の堀池だけであったことが解明されていく。「伊丹〇〇〇〇のあゆみ」によると「1648年以前の堀池は現在地の西北・西国街沿いの昆陽字馬場口にあったかもしれない」とあるが、昆陽東天神社・西天神社そして中央の地名(字古宮・字宮東・字中宮)の真南に昆陽字馬場口が位置していたのではないか。〇〇祭礼処理?に就労奉仕させていた人(または遠ざけていた人)をその同じ目的から現在の場所に強制移住させたことは想像に難くない。(ただし、昆陽宿には助郷制度がなかった=伊丹市史第2巻)

また、堀池住民の前住所は馬場口だけとは限らないと思われる。1657年二十戸であったこの村に、各村々にいた「御願塚〇〇〇」とか「昆陽〇〇〇」という人々がその職能(馬の整備等)を目的に作為的に集められたものであろう。いかに権力とはいえ、能力のないものを指定することはできない。「皮剥ぎ」や「皮革使用の武具・馬具づくり」、果ては次項の「雨ごい」における「祭礼?キヨメ」「呪術」などにおいても堀池村の他村にはない職能がうかがえる。これは、先に、地区住民を指定(指名)したのではなく、怨霊・死穢に対して特殊能力を持った人・集団・一族をその団体職能・技術に対する畏怖や歪んだ尊敬から〇〇〇という指定につながったのではないだろうか。太閤検地帳(1593~)では「〇〇〇」と、かな書きであるのに対し、寛永年間(1624~)には漢字を用いていることで補完される。

■堀池に係わる雨ごいの巻物

堀池村を含む九ヶ村に伝わるいいたえに堀池の雨ごいがある。

『伊丹市史』第6巻

「明治十六年に大旱魃があり、雨ごいをしたのが最後(注1)だという。このときのようすをつぎにしるすことにする。

日照りが続いたので各村の庄屋が寄って、雨ごいの相談をし、堀池村に頼みにきた。

まず寺(注2)で香をたき、郷中の者が寄って雨を乞う。この村に博労(馬の売買をする人)がいたので、頼んで伊勢から白馬を買い求めてもらった。

白馬を殺して雨を乞うのだが、かわいそうだというので血を少しだけ取って見たが、時雨だけだった。そこで旧例に習って行事をすることになった。

白馬を豊中にあった屠殺場につれて行き、血を一滴のこさず、にない桶に取り、首を挟箱に入れて持ち帰った。寺で読経が続くなかで、雨ごいの行列を組む。先頭は掛越家(注3)の次男が勤めることになっていた。彼は白の袴にぞうりをはいた死装束(注4)で馬に乗り、雨ごいの巻物一卷(注5)を持つ。若中(注6)が竹槍を持って巻物を護衛する。

しかしこの巻物は偽で、本物は商人の姿に変装した豪傑二人が一足先に持って出る。次いで若中が馬の首の入った挟箱をかついで行く。若中は藍染めの浴衣を着ていた。このあとにま

ず、昆陽村の者が続く。あとは上の村から順に下の村が列に加わる。

途中で昆陽池を左にまわって(注 7)から武庫川の上流に向かう。生瀬(西宮市)のやや上手にコーライ岩(注 8)とよぶ大きな石がある。一行が着くと、挟箱からまず白馬の首を出して岩に置き、白衣の者が読経する。終わると、ミソダキ(注 9)とよぶコーライ岩の淵に首を落とす。

若中は、にない桶の血を岩一面に塗りつける。本来は、白馬を引いて行って、ここで白装束の者が首を淵に切り落としたという。

行事が終わると、一行は来たときと同じ順序で村に帰る。途中で昆陽池により、池のまわりを右にまわる。当時はこのころから風が吹きだし、豆粒ほどの雨が降って、浴衣の藍がおちて晒のようになってしまったという。一行が帰るまで、寺では読経を続けている。

その後、雨ごいはしていないが、雨を乞う神仏の名を列記した巻物二巻を伝えている。

また村では毎年盆の十七日に、雨ごいで死んだ馬の施餓鬼(供養)を昆陽寺で行なっている。生瀬のコーライ岩には伝説があって、この岩の下は竜宮につながっているから、血でよごすと乙姫さんが怒って雨を降らせ、たすきをかけて岩を洗うのだという。

以上『伊丹市史』第 6 巻

この雨ごいの儀礼に見られるとおり、明治 6 年の段階でも堀池村に二巻の巻物が伝存されていたといわれる。また、堀池村の人々に続いて昆陽村の者が続くといわれている。先頭を行き、読経をするという、儀礼一切において、堀池村が最も重要な役をもち、主導していたといえる。

解説

イワクラ(磐座)学会 江頭 務

(注 1)『明治十六年 大旱魃日記 郷土史資料』(豊中市立図書館所蔵)

『神戸市史 別録二』

・神戸における気象観測記録でも「7 月 10 日より 8 月 19 日迄 41 日間に雨天全く無く、旱魃炎暑極めて著し」とある。

(注 2)堀池村の浄土真宗本願寺派の最光寺(さいこうじ)。

潤谷山最光寺の寺号公称が許されたのは明暦 3 年(1657)だが、道場の創立としては江戸初期以前と考えられている。本尊阿弥陀仏立像は、慶安 2 年(1649)に西本願寺より下付されたといわれている。「五畿内〇寺帳」

(注 3)掛越家

代々堀池村の庄屋を勤め、明治になってからは戸長となった。

豪農といわれるほどの田畑を持つ村有数の旧家であった。

(注 4)『西宮市史』

西宮市の生瀬の奥、武庫川の上流に、屏風岩といって、川岸に有名な大きな岩があります。そこへ堀池村から白馬一頭をつれ、当時なお未成年であった掛越家の方が白装束で参加しま

した。村ではこの巻物を読むと死んでしまうという伝説があり、当人は死を覚悟して生瀬へ行ったものでした。巻物を読む人が掛越家の次男であるのは、家系の存続上、長男の死をさけたものでしょう。

(注 5) 巻物の中身は「大雲輪請雨経」の抄である。巻物の作成年代は、近世末以上にはさかのぼらないと鑑定されている。

『三代実録』貞観 17 年(875)6 月 15 日の条に、京都の神仙苑で「請雨経法」が修された初見の記録がある。

(注 6) 若中(わかなか)とは、明治時代の村の 13~25 才くらいの若者で構成された団体(青年団)である。(『伊丹市史』第 6 巻)若衆仲間という意味で、村でその年に行われる年行事をこなす役をもったものを近畿地方では呼ぶ。

(注 7) 仏教行事においては右回りが正式とされる。左回りは、民俗的には「魔ばらい」と見る説がある。雨乞いを祓いと考えるならば、十分納得のゆく説明である。

(注 8) コーライ岩は、高座岩とよばれ、コウザ岩、コーザ岩、コザ岩、等の様々な呼び方がある。「高座」の意味からして、上面が畳のように平坦で高くそびえている岩である。コーライ岩は昆陽の呼び方で、なぜそのように呼ぶのか良くわからない。

(注 9) ここでのミソダキは、文中「ミソダキとよぶコーライ岩の淵に首を落とす」とあることから、コーライ岩の下の淵である。コーライ岩から 2km 上流に溝瀧(みぞたき)と呼ばれる有名な瀧があり、語源と考えられる。

雨乞いの歴史

雨乞いを行った村々は 昆陽井を主体とする 12 ヶ村である。雨乞いの記述から、雨乞いが行われた場所が昆陽池と武庫川であり、中世末期から近世初期に成立したと推定される水利組合の一つである昆陽井組(こやゆぐみ)に関連する村々であることがわかる。

『昆陽組邑鑑(こやぐみむらかがみ)』によれば、昆陽井組は昆陽村を井親として池尻・山田・寺本・野間・千僧・南野・御願塚・堀池の 9 ヶ村で構成される。(堀池は後、南野用水筋となる)この井組と西昆陽村・時友村・友行村を含めて 12 ヶ村となる。

前述のように、雨乞いの主体は昆陽池と昆陽井を取り仕切る昆陽村であるが、雨乞い儀礼の主役は堀池村である。(雨乞い行列の先頭は堀池村、2 番手は昆陽村、3 番手以降は上の村からの順とある)

摂津国石高帳(享保 20 年(1735))によれば、昆陽村の石高は 1370 石で、堀池村は 125 石(原本は 25 石となっているが誤り)である。つまり、堀池村の石高は昆陽村の 1/11 である。これは、昆陽井組の中で最小石高の千僧村(307 石)と比べても半分にも満たない。このような小村がなぜ儀礼の中心となるのか。

近世の権力の強制によって死牛馬の処理を課せられていたことも考えられ、雨乞いにとまなう殺馬の儀礼を依頼されたものと考えられる。それは押し付けでもあるが、近隣の切羽詰った願いで堀池村を頼ったのであろう。

この「雨乞い」(コーライ岩に白馬の血を塗り付け、コーライ岩が祭場となる)の原形は「伊居太神社日記」(文政6年(1823))コーライ岩で白馬の首を刎ね、溝瀆に首を漬ける)にみられ、その原形は「塩溪風土略記」(安永4年(1775)溝瀆に汚物を投げ込み溝瀆が祭場となる)である。

よって、昆陽の雨乞いの始まりはコーライ岩にあるのではなくて、その2km北方の武庫川の溝瀆(みぞたき)にある。このことにより、儀式の最後に首を落とすコーライ岩の下の淵をミソダキと呼ぶようになったと思われる。溝瀆は昆陽井の取水口(当時:伊丹市西野)から武庫川を遡った最初の瀆であり、昆陽井組の雨乞いの場所として最適である。

さらに「雨乞い」は年代的に「箕面瀆の雨乞い」「元亨釈書」がルーツであると考えられる。

箕面瀆の雨乞い『嘉永六年大旱魃記録』 嘉永6年(1853)

ペリーが来航した幕末の嘉永6年(1853)の箕面における雨乞いの記録である。

雨乞いは牧之庄4ヶ村と萱野郷11ヶ村が合同で行ったものである。

白馬を連れて箕面山に登り首を刎ねた後、箕面川を遡り雄瀆に至り、白馬の首を瀆に漬けたとある。

元亨釈書 応和2年(962)巻第4金龍寺千観の項

箕面に居た千観に旱天のため請雨の修法を行うべしとの勅命が下がる。(こういった国家の要請と同時進行で村民による雨乞いは有ったと思われる)

ルーツを見るなかで「溝瀆に白馬の首を漬ける」ことについて、安永年間、汚物を瀆に投げ込んで水神を怒らせ雨を願うものであった。それが、昆陽井組の発展に従い、雨乞いの儀礼化が進み、瀆に白馬の首を献ずるようになった。そして、コーライ岩が馬の首切り儀式の祭場として登場してきたと考えられる。

それが文政6年(1823)の『伊居太神社日記』に記述された昆陽の雨乞いである。

雨乞いには自ら払った代価が大きければ大きいほど、天はそれに答えてくれるといった思考が働いている。これは、賽銭の額が大きければ、それに対応してご利益が得られるといった現代にも生きている思いであろう。井組の経済力が大きくなるにしたがって、雨乞いの儀式も壮麗なものになってゆくのも自然のなりゆきであろう。

「昆陽の大雨乞い」は、「汚物の投げ込」から「白馬の首の献上」へと変遷したものであろう。

溝瀆での雨乞いは、『伊居太神社日記』に昆陽の村人が馬の生首を瀆に漬けに行ったことから、文政6年(1823)までは続いていたと言える。

武庫川にまつわる民話・伝承の調査 (以下 イワクラ(磐座)学会 辰井隆)

民話・伝承は長い時間をかけて成立するものであり、それゆえ、それらは時として古の歴史を物語るものである。

(1) 高座岩と溝瀧(昆陽の大雨乞の起こり)

辰井隆 1941『武庫川・六甲山附近口碑伝説集』 民俗研究所

コーザ岩の上の山百合咲く谷あいには、生瀬には次のような瀧にまつわる話が語り伝えられている。

むかし、伊丹の昆陽の田舎に、百姓の夫婦者がいたという。

ところが子がないので、氏神さんへ「どうぞ子を授けてください」といって願をこめていた。

すると、その甲斐があって、申し子がコロット宿って、男の子が生まれた。

その子は七つになるまで家にいたが、七つになると、毎晩遊びに出て、親が目を覚ますうちにはいない。

どうも合点がいかんというので、ある晩、親が寝たふりをして考えていると、真夜中になると、その子が父母の寝顔をソット眺めて「よう寝たかどうかーそれが、ソート寝間を出て、後の戸を開けて外へ出て行った。

父が何じゃ外へ出て行きよ、コイツはおかしいとますます変に思って、こらひとつ見とどけようと思って、子のあとをつけて家を出た。

ところが、武庫川の川筋に出ると、子がトントンと上がって行って、生瀬の浄橋寺橋(今の生瀬橋、むかしはただ大橋ともいった)の下まで行ったら、親がびっくりして、もう怖くなって、そこから後戻りをして、昆陽の家へ帰ってしまった・・・真夜中の出来事・・・

そうして、母親にその話をすると、親が互いに怖がって知らん顔をして寝ていると、夜が明けて、フイと目を覚ますと、コロット寝間に寝ているので、コリヤどもならんと思って、親があやかしで尋ねてみた。

「お前は毎晩夜遊びをするが、何処へゆくのか、実は昨夜、浄橋寺橋の下まで、お前の後をつけて行ったが、俺は怖いので戻ってきた」と明かし、「こうして七つまで大きくしたが、一体お前は何の生まれかわりか聞かしてくれ」と言った。

そうすると、子が言うには、「つまり、お前達に子が無いので、神様に祈って、母が断食して、人間に産んで貰ったが、俺はどうしてもミソ瀧の水を毎晩一杯飲まぬと生きてゆくことが出来ない。からだは焼けて辛抱が出来ない。

そのかわり、百姓やから、若しヒヤケ(日照り)した折には、白い馬の首を切って、その血潮を二十四畳敷けるコーザ岩へ塗って、あとのヌリガラ(滓)を、どうぞ瀧へほって呉れ。それが俺の好物やから、そうしたら、雨を十分降らす」と言って、そのことを書いた巻物を父母に渡して、そのまま瀧へ帰ってしまったという。(昆陽の大雨乞の起こり)

その巻物は、長らく昆陽の夫婦者の家にあったが、何時の頃かホリケ(堀池—新伊丹の西の村)の者の手に渡り、雨乞の時、コーザ岩の上で読み上げられていた。(注1)

これがすむと、馬の首を切り、その血を箒やササラでペンキのように塗った。そうして、すぐにミソ瀧へ馬の首をほりこんで駆け戻ると、黒雲がグワア—と出て来て、大雨がザア—と降って来て、オタタ橋のあたりまで行くと、目が開けられぬ程降って、濡れ鼠になって帰るに帰られなかったという・・・が、今は〇〇〇〇が家の宝物にしているそうである。それを見ると三年目に死ぬと言われている。

また類似の話として、著者が生瀬の古老から聞いた次の話が紹介されている。

むかし、昆陽の里に夫婦者がいて子が無いので神さんに願をかけていた。

その甲斐があって子が生まれ大切に育てていた。ところが、その子が七つになったある日、行方不明になってしまった。あちこち捜して、ようやく山あいの瀧のところでその子を見つけた。

その子は「俺はこの瀧の主で、神様のために人間に生まれかわったが、俺は毎年一匹づつ白馬の首を食べないと生きていられない。

長いことあなたに育ててもらった御礼に、今後、日照りで困った時には、白馬の首を切って血をその岩に塗って、その滓をこの滝壺に放り込んでくれ。それを俺が食べるから。」と言って、そのことを書いた書物を残して鯉(注2)になって渦巻く水の中に消えた。

(注1) 文禄3年(1594)の検地帳には「ほりけ与四郎」の名が見える。

口伝によれば、与四郎はかつて昆陽村の山陽道の馬場口付近(現伊丹市昆陽 7 丁目)に居住していたが、南側の現在地に移転したといわれる。(『兵庫県の地名 I』)

馬場口は、昆陽宿の馬をつないでいた所と思われる。(足立 注:住友電工敷地に旧字「古宮」「宮東」がある所から、この「宮」の馬場口と思われる。)

また、堀池村は昭和の戦前まではホリケと呼ばれていたこともある。

(注2) 鯉は中国の俗信では、古くから魚族の王者として龍王の使者となり、また龍王と同格されている。この民話は『塩溪風土略記』の金鱗の鯉をベースとしている。

またこの地域には行基にまつわる鯉の伝承が多くあり、行基が書いたといわれる巻物と対になっていることも考えられる。

(2) 高座岩

辰井隆 1941『武庫川・六甲山附近口碑伝説集』 民俗研究所

生瀬の奥の木の元の、福知山線第三トンネルの手前の川の中に、高座岩というのがある。車窓から見ると、造り物のように大きな岩で、村人の話では、岩の上に二十四畳敷け、岩の下は龍宮に通じているとあって、岩の上に乙姫さんが遊んで居られたとあってきた。そうして、ここをけがすと、乙姫さんが怒って雨を降らせて、タスキをかけて洗われるというので、むかしからの岩の上に、白馬の血一大むかしは牛の血であったという一を塗る雨乞いが行われていた。

上記の伝承をベースに創作したと思われる民話が西宮市のホームページに掲載されている。

岩の下に龍宮に通じている話は各地にある。

以上 イワクラ(磐座)学会 辰井隆

年表

文禄3年(1594)	「摂州河辺郡御願塚村御検地帳」に「こや〇〇〇」の記載 10 軒
文禄4年(1595)	「御願塚之帳」に「こや〇〇〇」の記載

正保年間 (1644~48)	「摂津国郷帳」に川辺郡昆陽宿村の小村「堀池村」の記載
慶安元~寛文4年 (1648~64)	このころ、堀池地区が本村昆陽村から独立し「堀池村」となる
慶安元年 (1648)	保科正貞大坂定番となり、昆陽村のうち堀池のみが保科領となる
慶安2年 (1649)	西本願寺より最光寺に本尊(木仏)が下付さる
明暦3年 (1657)	「最光寺」の寺号公称が許される(新在家村最光寺)檀家20余
寛文4年 (1664)	保科氏所領目録に「堀池村」の記載
元禄年間 (1688~1704)	「摂津国絵図」に「堀池〇〇村」の記載
元禄3年 (1690)	南野村の村明細帳に「堀池村へ四丁 戌ニ当ル」記載
元禄14年 (1701)	「摂陽群談」に昆陽宿村の小村「北井の内堀・池邑」の記載
元禄15年 (1702)	「摂津国郷帳」に「堀池〇〇村」の記載
宝永2年 (1705)	西本願寺より最光寺に法主の署名・花押のある「像」を下付さる
正徳3年 (1713)	堀池村を含む昆陽井組九カ村が土芝取場をめぐる新田中野村と争う
正徳4年 (1714)	昆陽井組九カ村が「昆陽井郷定目之事」と取り決める
享保20 (1735)	「摂津国石高調」に堀池村の村高24(124)石8斗6升8合の記載
宝暦8年 (1758)	武庫川筋用水井絵図に「大とうほりけ」と記載
文政元年 (1818)	最光寺の檀家に伝えられている法名を記した古文書
天保5年 (1834)	「摂津国郷帳」に「堀池〇〇村」の記載
天保8年 (1837)	最光寺過去帳の最も古い記載
天保14年 (1843)	昆陽村絵図に「本堀池田」「堀池田」「大道堀池田」の記載
弘化年間 (1844~48)	本願寺作成の「〇寺下帳」に最光寺に関する記述
明治15 (1882)	戸数74、人口354人
明治40年 (1907)	人口570人
大正期	大阪へ出て、皮革業で成功した人がでてくる。
昭和期	「カメラ」や「竹の皮」の商売を始めた人もいる。

(文責：足立繁)